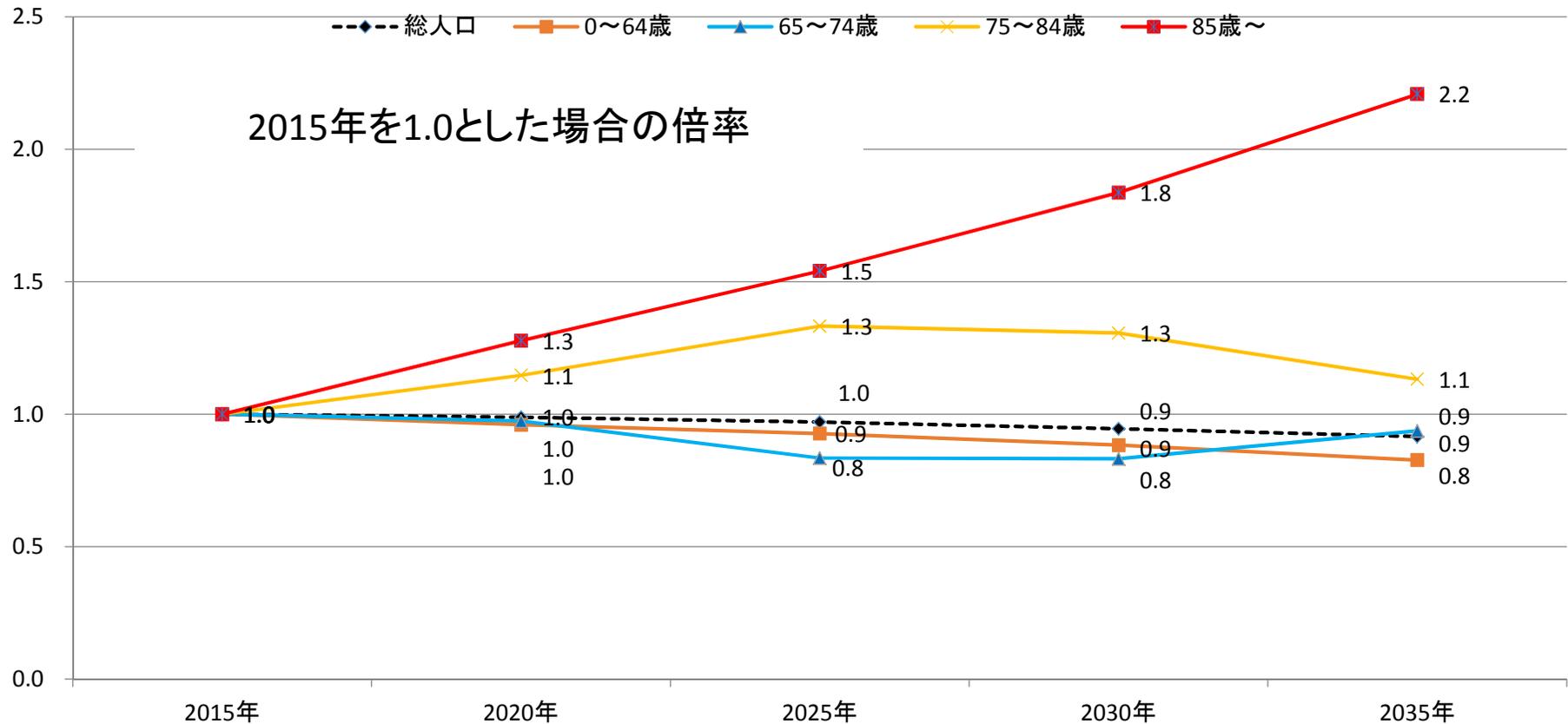


参 考 資 料



関東信越厚生局

関東信越厚生局管内の年齢別人口の推移



管内

(単位: 万人)

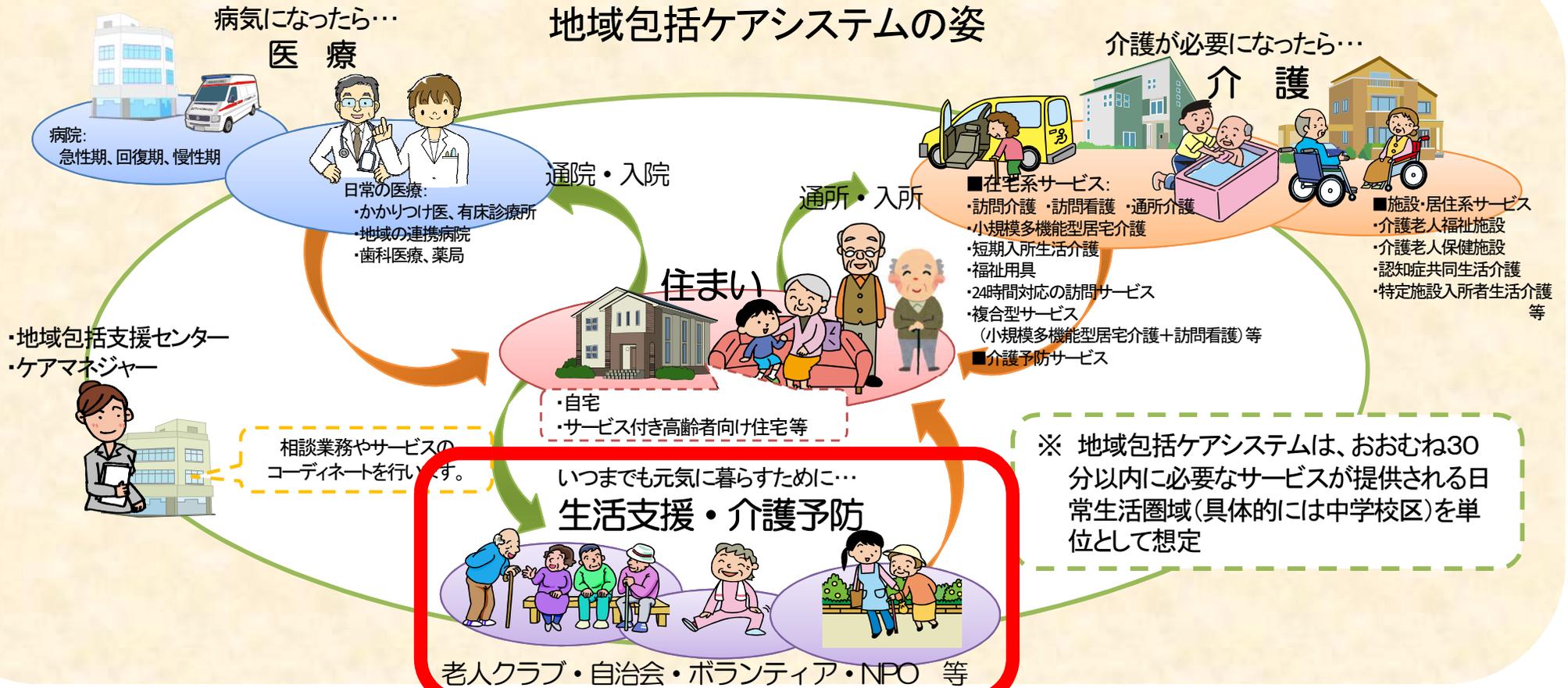
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2015→2035年	
						増減数	増減率
総人口	4,799	4,743	4,648	4,524	4,377	-422	-8.8%
0～64歳	3,592	3,450	3,329	3,173	2,970	-621	-17.3%
65～74歳	643	625	534	530	596	-47	-7.3%
75～84歳	399	456	529	517	445	46	11.5%
85歳～	166	212	255	304	366	200	120.8%

(国立社会保障・人口問題研究所 市区町村別将来推計人口 平成25年3月推計)

地域包括ケアシステムの構築について

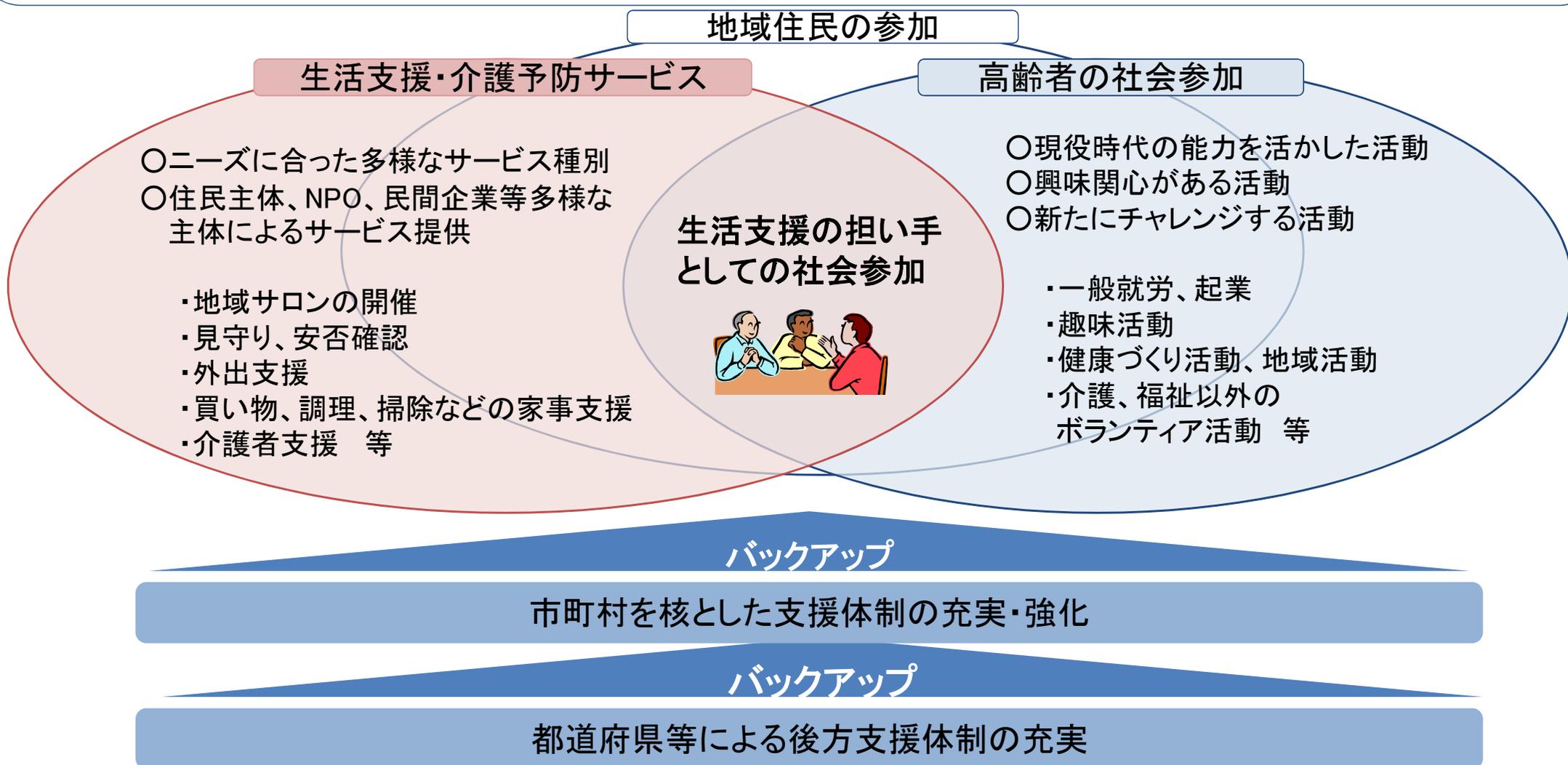
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿



生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

生活支援・介護予防サービスの提供イメージ



事業主体

民間企業

NPO

協同組合

社会福祉法人

ボランティア

等

バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

新しい地域支援事業の全体像

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 21%
- 2号保険料 29%

【財源構成】

- 国 39%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

地域支援事業

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
 訪問看護、福祉用具等
 訪問介護、通所介護

介護予防事業
 又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
 ○二次予防事業
 ○一次予防事業
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい総合事業 (要支援1~2、それ以外の者)
 ○介護予防・生活支援サービス事業
 ・訪問型サービス
 ・通所型サービス
 ・生活支援サービス(配食等)
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
 ○一般介護予防事業

包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 (地域ケア会議の充実)
 ○在宅医療・介護の連携推進
 ○認知症施策の推進
 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
 ○生活支援サービスの基盤整備
 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

地域支援事業

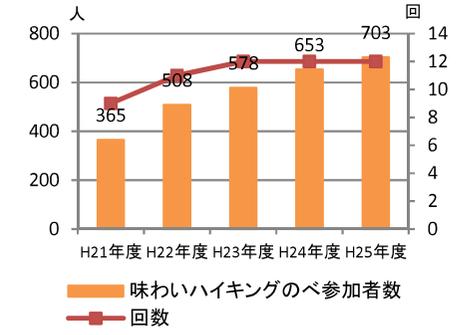
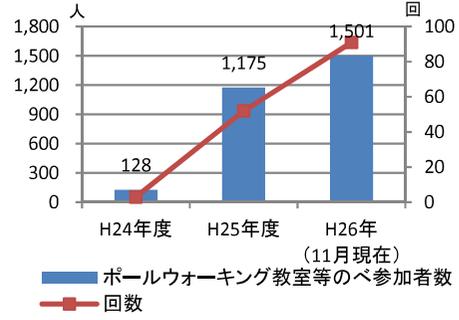
道の駅「(仮称)ほた小学校」

○廃校となった小学校を活用し、町民の多様な経済活動のステージ(商業・交流・宿泊)、健康・医療・福祉のまちづくりのためのウォーキングコース拠点(パーク・ライド・ウォーク)、長期避難に対応可能な防災拠点としての機能を整備することにより、地方創生・コンパクト+ネットワークタウンの拠点となる「道の駅」として再生

<地方創生拠点としての機能>
地域センター型

<p>地域福祉 健康・医療・福祉のまちづくり ウォーキングの拠点</p>	<p>防災 町民・交流客の長期避難に対応</p>	<p>産業振興 小規模事業者の需要開拓の場</p>	<p>地方移住等促進 教育、医療・福祉の利便性向上</p>
-----------------------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------------

- 保田地区教育・福祉・医療施設→集約・防災強化
- IC・駅近の交通要所→集客強化・地域交通整備



水仙、頼朝桜、みかん狩り等を楽しみながらのハイキング。町外の参加者も多く、常に満員。道の駅整備により受入体制を強化。

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
「ほた小学校」(仮称)	千葉県	鋸南町	県道34号	新設	平成27年(予定)	単独型

- 南房総のランドマーク**
 - 南房総地域の玄関口。
 - 様々な方が集い、交流する場。
- 小学校施設の活用**
 - 閉校した小学校とその周辺の里山を活用。
 - 都市と地方が交流する拠点施設。
- 町民が躍動するステージ**
 - 町内の一次産業、商工観光業者が再チャレンジできる場。
 - 活躍できるステージづくり、地域経済の再生の場。
- 情報の発信拠点**
 - 町内、更には町に隣接する地域に点在する観光資源、食、人、体験、景観などのあらゆる情報を発信する拠点施設。

※イメージ図であり、今後、変更の可能性があります。

<提案の先駆性・ポイント>

- 地域コミュニティの核であった学校を、都市農村交流・複合商業施設にコンバージョン
- 地域包括支援センターが先進的に取り組んできた認知症予防やポールウォーキングの取り組みを活かし、「道の駅」を拠点としてウォーキングコースやコース沿いの空き家を活用した休憩所等を整備。
- 東日本大震災の教訓と学校建築の特徴を活かし、簡易宿泊所と調理設備等を設置

<実施内容>

- テナントスペース、交流施設、直売所を整備
- 無料公衆無線LAN、多機能トイレの拡充、EV充電器の設置
- 安心安全『ウォーキングコース』整備、空き家活用『小道の駅』整備
- コールセンターの仕組みを参考にした移住等情報の総合窓口整備
- 非常用電源、太陽光発電(含む蓄電)、災害弱者対策